

広島県働き方改革実践企業認定制度について

令和2年4月27日

広島県商工会議所連合会

- 広島県働き方改革実践企業認定制度は、県内で働き方改革に先駆的に取り組み、一定の効果・成果をあげている企業を認定し、優良事例として広く情報発信することにより、県内企業の働き方改革の取組を促進することを目的として、広島県商工会議所連合会、広島県商工会連合会及び広島県が連携して平成29年度に創設し、認定企業の拡大や情報発信に取り組んでまいりました。
- 制度創設から3年間の経過し、認定企業は276社となり、今年度中に当初目標300社の情報発信を達成する見込みであること、認定企業の皆様がけん引役となって、県内の働き方改革に取り組む企業が約6割にまで増加(※)していることを踏まえ、この度、この認定制度を、令和2年10月の第8回を最後の募集とし、令和2年度末をもって終了することとしました。
- 令和3年度以降については、働き方改革によって、従業員の働きやすさのみならず、生産性向上や人材確保などの経営メリットを実現できるよう、県内企業の皆様の取組をさらに後押しするため、広島県商工会議所連合会、広島県商工会連合会及び広島県の三者で新たな取組について検討を進めており、詳細が決定次第、お知らせいたします。
- また、令和3年4月1日以降、認定特典は原則終了となりますが、次のとおり取り扱いが異なるものがありますので、ご注意ください。

※ 令和1年広島県職場環境実態調査結果

区 分	内 容
主な認定特典	
認定マーク、のぼり等のPRグッズ	<ul style="list-style-type: none"> ○ これまで配布したのぼり、ポスター、ピンバッチは、引き続き、各社で管理してください。(県で回収は行いません。) ○ 認定マークについては、<u>認定年度が明記されたデザインのもの</u>をご使用ください。 ○ 採用活動、自社ホームページ、パンフレットなどで、認定取得をPRされる場合は、<u>必ず取得年度または取得回次</u>が分かるよう明記するなどしてください。 記載例：平成30年度広島県働き方改革実践企業認定を取得 第3回広島県働き方改革実践企業認定を取得 など
入札参加資格の加点	○ 令和2年秋頃に受付予定の令和3・4年度建設工事等入札参加資格者名簿及び令和3・4年度測量・建設コンサルタント等入札参加資格者名簿に記載を申請した企業においては、加点措置を受けることができます。
中小企業等奨学金返済支援制度導入応援補助金	○ 令和2年度中に交付決定された企業については、補助対象期間中は補助率1/2が継続されます。
県制度融資(労働支援融資)	○ 令和3年度以降は融資対象外となります。 なお、広島県仕事と家庭の両立支援登録制度登録企業や「働き方改革実施企業」に該当する方などは、同条件で融資を受けることができます。
広島商工会議所・県商工会連合会ホームページ	認定企業として引き続き掲載されます。
「働き方改革・女性活躍取組サポートサイト Hint!ひろしま」	
取組事例ページ(取材記事掲載)	優良事例として引き続き掲載されます。
企業PRページ(PRシート)	認定企業として引き続き掲載されます。
県からのお知らせ	引き続き、各種セミナー情報などをメールにてお知らせします。
取組状況報告書	「広島県働き方改革実践企業認定制度実施要綱」第8条に基づき、毎年度末までに取組状況報告を提出していただくこととなっております。 令和2年度においては、引き続き実施しますのでご協力をお願いします。